

第6節 音楽

1 改訂のポイント

(1) 学習指導要領改訂の趣旨

☆これまでの基本方針

音楽科、芸術科（音楽）においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきた。

☆課題（これまでもやっているが、更に充実させたいこと）

- ① 感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと
- ② 我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと
- ③ 生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくこと

これらの課題をうけて、小学校音楽科では



- ・音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- ・我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

(2) 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。

また、資質・能力の育成に当たっては、児童が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。

何ができるようになるか（音楽科の目標）

主語は子ども

◎表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 生きて働く知識・技能の習得

（何を理解しているか、何ができるか）

→曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

(2) 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成

（理解していること・できることをどう使うか）

→音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。

(3) 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養

（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）

→音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

育成すべき資質・能力の三つの柱 (1)～(3)は相互に関連しあう

*自分の考えをもつ

*思考・判断の過程や結果を言語活動で表す

○内容構成の改善

「A 表現」「B 鑑賞」二つの領域及び〔共通事項〕で構成

- ・「A 表現」では、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」
 - ・「B 鑑賞」では、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」
- 指導すべき内容が一層明確になるようにした。

(3) 学習内容、学習指導の改善・充実等

① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

三つの柱の一つである「知識及び技能」について、指導内容を明確にした。

「知識」に関する指導内容については、「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的内容を領域や分野ごとに事項として示した。「技能」に関する指導内容についても、分野ごとに事項として示した。

→技能は「思考力、判断力、表現力」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

② 〔共通事項〕の指導内容の改善

〔共通事項〕→表現及び鑑賞の活動と切り離して単独で指導するものではないことに充分留意する

中央教育審議会答申において、「学習内容を三つの柱に沿って見直す」とされたこと、『見方・考え方』は、現行の学習指導要領において、小学校音楽科、中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である〔共通事項〕とも深い関わりがあるとされたことなどを踏まえ、従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示した。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。

事項ア→「思考力、判断力、表現力等」

音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

事項イ→「知識」

音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

*単にそれぞれの名称などを知るだけではなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮することが大切。

③ 言語活動の充実

中央教育審議会答申において、言語活動が「表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動である」とされた。

このことを踏まえ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置づけられるよう指導を工夫すること」を配慮事項として示した。

→言葉のやり取りだけでなく、言葉で表したことと音や音楽との関わりが捉えられるようにすることが大切。

④ 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

中央教育審議会答申において、「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」とされた。このことを踏まえ、これまで第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器を、第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。

我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として、「音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること」を新たに示した。

2 指導計画作成上の留意事項

<指導計画作成上の配慮事項>

(1) 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進める

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

(2) 各事項を相互に関連付けた題材の構想

(3) 〔共通事項〕の指導

(4) 各領域や分野の関連を図った指導計画の工夫 →〔共通事項〕を要として

(5) 国歌「君が代」の指導 →いずれの学年においても歌えるように

(6) 低学年における指導について、幼稚園教育や生活科との関連

(7) 障がいのある児童などの指導

(8) 道徳科との関連 →道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をする

<内容の取扱いと指導上の配慮事項>

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導の取扱い

- ア 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。
- イ 音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽と関わることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。
- ウ 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。
- エ 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。
- オ 表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した作者がいることに気付き、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にすることを養うようにするとともに、それらの作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

- (2) 和音の指導に当たっては、合唱や合奏などの活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようにすること。
また、長調及び短調の曲においては、I、IV、V及びV7などの和音を中心に指導すること。

- (3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。

(4) 歌唱の指導の取扱い

- ア 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。
- イ 相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ソプラノ法を用いること。
- ウ 変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して配慮すること。

(5) 楽器の取扱い

- ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- イ 第1学年及び第2学年で取り上げる旋律楽器は、オルガン、鍵盤ハーモニカなどの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- オ 合奏で扱う楽器については、各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。

(6) 音楽づくりの取扱い

- ア 音遊びや即興的な表現では、身近なものから多様な音を探したり、リズムや旋律を模倣したりして、音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。その際、適切な条件を設定するなど、児童が無理なく音を選択したり組み合わせたりすることができるよう指導を工夫すること。
- イ どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど、見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。
- ウ つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については、図や絵によるもの、五線譜など柔軟に指導すること。
- エ 拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

- (7) 鑑賞の指導に当たっては、言葉などで表す活動を取り入れ、曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり理解したり、曲や演奏の楽しさやよさなどを見いだしたりすることができるよう指導を工夫すること。

(8) [共通事項]の取扱い 「音楽を形づくっている要素」「用語や記号など」

単にそれぞれの名称などを知るだけでなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮すること。

3 Q & A

Q 1 見方・考え方を働かせることについて

学習指導要領解説によると、音楽的な見方・考え方とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」とあります。

「音楽に関する感性」とは、音楽的な刺激に対する反応、すなわち、音楽的感受性と捉えることができます。「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」は、音や音楽を捉える視点を示しています。

児童が自ら、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などとを関連付けて考えているとき、音楽的な見方・考え方が働いているといえます。

音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、児童の発達の段階に応じた、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養が実現し、このことによって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力は育成されます。

児童が、見方・考え方を働かせることが出来るような授業づくりは、教員にとって重要な視点です。音楽科における深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることが期待されています。

Q 2 障がいのある児童などに対する指導について

個々の児童の困難さに留意して、それぞれの児童に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行います。その際には、音楽科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえて、適切かつ臨機応変に対応することが求められます。また、児童・生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

例えば、多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいのか混乱しやすい場合は、拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出してカードにしたりとするなど、視覚的に情報を整理するなどの方法があります。

学校においては、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり翌年度の担任や他教科の担任等に引き継いだりすることも必要です。

Q 3 言語活動を行うときに注意することについて

学習の中で、言語活動を適切に位置づけることが大切です。児童が、音楽に関する言葉を用いて、イメージや感情、思いや意図などをお互いに伝え合う活動を取り入れることで、音によるコミュニケーションが一層充実するようにします。その際、単に言葉のやり取りだけにならないよう、実際に歌ってみたり、繰り返し聴いてみたりすることで、言葉で表したことと、音や音楽との関わりを捉えることができるようにすることが大切です。友達と一緒に、創意工夫して表現することや、創作する喜びを味わったり、音楽には様々な感じ取り方があることに気付いたりすることは、一人ひとりの音楽に対する価値意識を広げることにつながります。